

6. 子どもの健やかな体の育成

- 近年の生活環境等の変化に伴い、アレルギー疾患やメンタルヘルスなど子どもの心身に様々な健康課題が生じている。こうした現代的な健康課題の解決を図るには、学校・家庭・地域社会とが連携し、社会全体における取組を推進・充実することが求められている
- また、子どもの偏った栄養摂取、朝食欠食の増加など食生活の乱れや肥満、痩身傾向が見られる。このため、正しい食事のとり方や望ましい食習慣等を身に付けさせることや、食を通じた地域の食文化や産業の理解増進を図るため、学校における食育の推進が重要

I. 子どもの健康課題への対応

①学校におけるアレルギー疾患への対応

近年、アトピー性皮膚炎などアレルギー疾患の児童生徒が増加傾向にあると指摘されており、学校におけるアレルギー疾患への対応が重要。「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成20年3月、文部科学省監修）」を各学校等に配布し、活用を依頼



②心の健康問題への対応

近年、社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などの心の健康問題が顕在化。このため、「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（平成21年3月）」、「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー（平成22年7月）」等の資料を作成し、全国の学校等に配布

③薬物乱用の問題への対応

薬物乱用の問題について、中・高校生の覚せい剤事犯検挙者数は過去の取組により減少傾向にある一方、近年増加傾向にある大麻やMDMA等合成麻薬事犯の検挙者数の6～7割が未成年者及び20歳代の若者。

これを受け、すべての中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の開催の推進や小・中・高の児童生徒向け啓発教材を作成し、配布。また、大学生等が対象の啓発パンフレットを作成し、すべての大学等新1年生に配布（平成23年3月）



II. 学校における食育の推進

第2次食育推進基本計画（平成23～27年度）等を踏まえ、学校における食育の推進のための取組（食に関する指導体制の整備、指導内容の充実、学校給食の充実等）を実施

- 学校における食に関する指導体制を整備するため、平成17年度から栄養教諭制度が開始
- 47都道府県の公立学校等に計3,379名の栄養教諭が配置（平成22年4月現在）
- 新学習指導要領（小、中、高等学校）において、総則に「学校における食育の推進」を明確に盛り込むとともに、関連する教科等において食に関する指導の内容を充実

食育推進基本計画における目標値の例

- 朝食を欠食する子どもの割合の減少 小学5年生 4%（平成12年度） → 0%（※平成19年度 1.6%）
- 学校給食における地場産物を使用する割合の増加 21%（平成16年度） → 30%以上（※平成21年度食材数ベース 26.1%）

III. 学校給食の充実

学校給食は、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進及び体位の向上に大きく寄与。また、児童生徒の望ましい食習慣形成や食に関する理解の促進のため、学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するとともに、地場産物の活用、米飯給食の推進や衛生管理の徹底等に取り組んでいる。

- 学校給食（完全給食・補食給食）の実施率（平成21年5月現在）小学校99%、中学校77%
- 米飯給食の実施状況（平成21年）週あたり平均3.2回

IV. 学校給食費等の負担軽減など

○要保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）

平成22年度実績

医療費・学校給食費について、それぞれ学校保健安全法・学校給食法に基づき、対象となる要保護者に対し、地方公共団体が当該費用の援助を行う場合に、経費の2分の1を補助

医療費	81,707千円
学校給食費	151千円

○学校給食費の未納問題への対応

平成21年度における学校給食費の徴収状況（カッコ内は17年度）

- ①未納者のいる学校の割合 約55.4%（約43.6%）
- ②未納者の割合 約1.2%（約1.0%）
- ③未納額の割合 約0.6%（約0.5%）

従来から、「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」（平成19年1月24日）等において、以下のように学校給食費の未納に関する対応についての留意事項を示しており、引き続き、適切な対応を依頼

- (1)学校給食の意義・役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知
- (2)生活保護による教育扶助及び就学援助制度の活用
- (3)学校給食費の未納問題への取組体制

V. 子ども安心プロジェクトの充実

①地域社会全体で子どもの安全を見守る環境の整備や、②子ども自身に危険予測・回避能力を身につけさせる実践的な安全教育を推進するため、学校安全の充実に総合的に取り組んでいる。

【主な取組】

〈地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進〉

- 学校の防犯体制や学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行うスクールガード・リーダーの巡回による警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を実施
- より実効性のある地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進するため、先導的な取組を集めた実践事例集を作成（平成22年度）

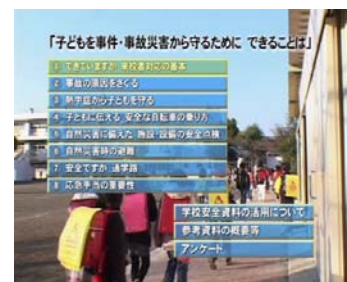
〈学校安全教室の開催支援〉



- 教職員や児童生徒の防犯、防災、交通安全に対する意識の向上等を図るため、防犯教室、防災教室、交通安全教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施するとともに、応急手当に必要な技能として、心肺蘇生法（AED）の取扱いを含む。）の実技講習会を実施
- 小学校低学年向け防犯教室用パンフレットを作成・配布

〈危機管理マニュアル等の作成・配布〉

- 不審者侵入時の対応や通学路の安全対策等の参考となる事項を「学校における危機管理マニュアル」にとりまとめ（平成14年作成、平成19年改訂）
- 学習指導要領の改訂・学校保健安全法の施行に伴い、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を改訂（平成22年3月）
- 校内研修等に活用できる教職員向け学校安全資料DVDを作成・配布（平成22年3月）等



7. 青少年の健全育成

- 青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や子どもの読書活動等の推進が重要
- 近年、携帯電話の普及により、青少年の携帯電話への依存や違法・有害サイトを通じた犯罪・トラブル等が深刻な問題。青少年を有害情報から守ることが喫緊の課題

I. 青少年の豊かな人間性を育む体験活動の推進

【現状】

- 子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を図る上で重要な自然体験活動などの機会の減少
- ニートやひきこもり等、青少年の社会的自立の遅れや社会的不適応の増加

【目標】

- 青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会を増加

【主な取組】

〈青少年の体験活動の推進〉

- 青少年の体験活動の必要性・重要性について、全国的な普及啓発の実施(H23新規事業)
- 自然体験活動の指導者養成 等



II. 青少年を有害情報から守るための取組

【現状】

- 携帯電話の普及とともに、青少年が長時間利用することにより生活リズムを崩すほど依存していたり、違法・有害サイトを通じた犯罪・トラブル等に巻き込まれたりしている。
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できることができる環境の整備等に関する法律」に基づく、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(H21.6.30決定)において、インターネット上の有害情報の閲覧を制限するフィルタリング利用の普及を促進するほか、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進について盛り込まれた。

【目標】

- フィルタリングの利用増加・携帯電話の正しい利活用・有害サイトによる被害児童の減少。

【主な取組】

〈青少年を取り巻く有害環境対策の推進〉

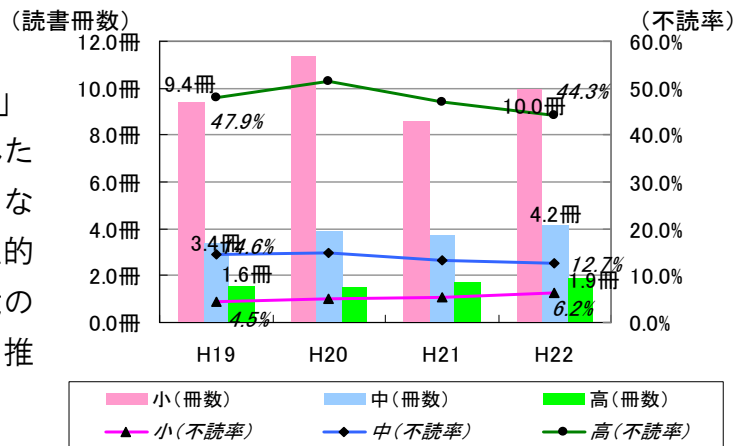
- 子ども向け啓発リーフレット・親子のルールづくり啓発リーフレット(H22.2・HPからダウンロード可能)・意識啓発DVD(H22.3)を作成。全国の小学6年生、PTA団体、都道府県教育委員会等に対して配布。
- 地域における教育・啓発活動等の取組を推進するため、地域の実情に応じた、地域の取組体制の構築・有害情報に関する普及啓発・ネットパトロール・ウェブ電話相談等を総合的に支援。
- インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるキャラバン隊を結成し、全国で学習・参加型のシンポジウムを開催。(H23新規事業)



Ⅲ. 子どもの読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備とともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

○子どもの読書量(1ヶ月あたり)



((社)全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」)

【主な取組】

〈読書コミュニティ形成支援事業〉 (H23新規事業)

読書ボランティアの普段の活動を尊重しつつ、地域コミュニティづくりのための場や情報の提供を行うほか、「子ども読書の日」(4月23日)の理解促進のための取組を実施し、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を図る。

Ⅳ. 青少年の国際交流

青少年に対し、国内外の様々な人々との交流の機会を提供する事業を実施するとともに、他国との相互交流事業を実施

【主な取組】

〈青少年の国際交流の推進〉

- ・ 東アジアを中心とした海外の青少年を日本に招き、青少年教育施設において日本の青少年との交流を行うとともに、地域の特性を生かし、関係機関と連携して自然体験・スポーツ体験・文化体験等の機会を提供する。(H23新規事業)
- ・ 青少年指導者及び青少年を対象に海外派遣・日本招へいを行い、両国の青少年問題についての協議を行う等の研修を伴った相互交流事業を実施。(ドイツ・韓国)



Ⅴ. (独) 国立青少年教育振興機構

【主な事業概要】

- 青少年教育の振興・青少年の健全育成のため、当該法人が設置する全国28施設において、以下の業務を実施
 - ・ 青少年の現代的課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業、研修事業等の企画・実施
 - ・ 青少年の団体宿泊訓練等の研修の場の提供や活動への指導・助言等の支援 他
- 青少年団体が行う体験活動や読書活動の振興を図る活動等への助成(子どもゆめ基金事業)
 - ※平成23年度 採択件数：3, 372件



(国立若狭湾青少年自然の家 カッター研修)